

「令和7年度版 後期高齢者医療制度のご案内」の記載内容の変更のお知らせ

「後期高齢者医療制度のご案内」に記載されている内容が国の制度改正などにより変更いたしました。以下の内容をご確認のうえ、ご利用ください。

【主な変更点】

- ①マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」は被保険者全員に交付されます。そのため「資格情報のお知らせ」の発行は行われなくなりました。(3ページ、4ページ、8ページ、9ページ)
※「資格確認書」を被保険者全員に交付する暫定的な運用が1年間(令和8年7月31日まで)延長されたことによります。
- ②令和7年8月からの高額療養費の自己負担限度額の引き上げは見送りになりました。(18ページ)
- ③令和7年8月から所得区分における低所得者Ⅰの判定基準の年金収入について控除額を80万円から80万6千7百円に見直されました。(19ページ)
- ④現役並み所得者、一般及び低所得者Ⅱに該当する方の入院時の1食当たりの食事代が、令和7年4月1日から引き上げられました。(21ページ)

ページ	変更前	変更後																																
3	令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、令和6年12月2日以降被保険者になる方について	マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」は被保険者全員に交付されます。																																
4	資格確認書または資格情報のお知らせ	※「資格確認書」を被保険者全員に交付する暫定的な運用が1年間(令和8年7月31日まで)延長されたことによります。																																
8	マイナ保険証保有者には「資格情報のお知らせ」が交付され、マイナ保険証非保有者には「資格確認書」が交付されます。	暫定的な運用の延長により開始を延期します。																																
	要配慮者について	暫定的な運用の延長により発行は行われません。																																
9	資格情報のお知らせ	自己負担額の上限の変更は見送りになりました。																																
18	※令和7年8月から1か月にかかる自己負担額の上限が引き上げられる予定です。	※年金収入は控除額を80万円(令和7年8月から80万6千7百円)として計算します。																																
19	※年金収入は控除額を80万円として計算します。	※令和7年4月1日から1食あたりの自己負担額が変更になりました。																																
	※令和7年4月から20～10円の引き上げが予定されています。	<table> <tr> <th colspan="2">所得区分</th><th>1食当たりの食事代</th></tr> <tr> <td colspan="2">現役並み所得者</td><td>490円</td></tr> <tr> <td colspan="2">一般</td><td>230円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者Ⅱ</td><td>過去12か月の入院日数が90日以内</td><td>180円</td></tr> <tr> <td>過去12か月の入院日数が91日以上</td><td>110円</td></tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅰ</td><td>110円</td></tr> </table>	所得区分		1食当たりの食事代	現役並み所得者		490円	一般		230円	低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	180円	過去12か月の入院日数が91日以上	110円	低所得者Ⅰ		110円															
所得区分		1食当たりの食事代																																
現役並み所得者		490円																																
一般		230円																																
低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	180円																																
	過去12か月の入院日数が91日以上	110円																																
低所得者Ⅰ		110円																																
21	(注1)所得区分が「現役並み所得者」または「一般」の方で、以下の①に該当する方は280円です。②に該当する方は260円です。	(注1)所得区分が「現役並み所得者」または「一般」の方で、以下の①に該当する方は300円です。②に該当する方は260円です。																																
	<table> <tr> <th>所得区分</th><th>1食当たりの食事代</th><th>1日当たりの居住費</th></tr> <tr> <td>現役並み所得者</td><td>490円</td><td rowspan="3">370円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>230円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td><td>140円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td><td>110円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>老齢福祉年金受給者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr> </table>	所得区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費	現役並み所得者	490円	370円	一般	230円	低所得者Ⅱ	140円	低所得者Ⅰ	110円	0円	老齢福祉年金受給者	110円	0円	<table> <tr> <th>所得区分</th><th>1食当たりの食事代</th><th>1日当たりの居住費</th></tr> <tr> <td>現役並み所得者</td><td>510円</td><td rowspan="3">370円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>240円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td><td>140円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td><td>110円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>老齢福祉年金受給者</td><td>110円</td><td>0円</td></tr> </table>	所得区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費	現役並み所得者	510円	370円	一般	240円	低所得者Ⅱ	140円	低所得者Ⅰ	110円	0円	老齢福祉年金受給者	110円	0円
所得区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費																																
現役並み所得者	490円	370円																																
一般	230円																																	
低所得者Ⅱ	140円																																	
低所得者Ⅰ	110円	0円																																
老齢福祉年金受給者	110円	0円																																
所得区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費																																
現役並み所得者	510円	370円																																
一般	240円																																	
低所得者Ⅱ	140円																																	
低所得者Ⅰ	110円	0円																																
老齢福祉年金受給者	110円	0円																																
	(注3)保険医療機関の施設基準等により、450円の場合もあります。	(注3)保険医療機関の施設基準等により、470円の場合もあります。																																